

## Ⅶ 岩国短期大学同窓会（さくら会）会則（案）

### 第1章 総則

- 第1条 本会は、岩国短期大学同窓会（さくら会）（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会は、事務所を 山口県岩国市尾津町2丁目24-18 岩国短期大学内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り高水学園諸団体とも相提携し、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、岩国短期大学の卒業生並びにその縁故者をもって組織する。

### 第2章 会員

- 第4条 本会会員を分けて次のとおりとする。
- (1) 通常会員 第3条の岩国短期大学の卒業生とする。  
なお、卒業生以外に本学に在籍した者で、役員会が推薦した者は入会することができる。
- (2) 特別会員 岩国短期大学の専任の教職員。

### 第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 委 員   | 若干名 |
| 監 事   | 2 名 |
| 顧 問   | 若干名 |
- 2 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会の業務を統轄し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (2) 役員は、役員会を構成し会運営に関する事項を審議する。
- (3) 監事は、会の会計を監査する。
- (4) 顧問は、会長の諮問に応える。
- 第6条 役員を選出は次の方法による。
- (1) 会長・副会長及び委員並びに監事は総会において通常会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、会長が委嘱する。
- 第7条 役員任期は5年とする。ただし再任を妨げない。

### 第4章 総会及び役員会

- 第8条 本会の総会及び役員会は、会長が必要と認めた場合又は、会員の3分の1以上の請求があったときに招集する。

### 第5章 事業

- 第9条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 会報及び会員名簿の発行。ただし、発行の時期は役員会で協議のうえ定める。
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) 母校の教育進展の協力
- (4) その他本会の目的を達成するための事業

### 第6章 会計

- 第10条 会の運営は、寄付金並びに入会金をもって充てる。ただし、会員名簿に要する費用は実費を徴収するものとする。
- 第11条 入会金は、2年次後期授業料等納入金の納入のとき10,000円納入して終身会員となる。ただし、この額は社会情勢に応じ役員会の決議により総会の承認を経て、改正することができる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第13条 総会においては、前年度の会計報告及び当年度の事業計画並びに予算を決定する。ただし、役員会に委任することができる。

## 第7章 支部

第14条 必要に応じ支部を設けることができる。

第15条 支部を設けた場合は、支部役員、支部規約、支部事務所所在地を本会本部に報告するものとする。

第16条 支部の会計及び事業に関する事項は、その支部の責任において行うものとする。

## 第8章 補則

第17条 本会会則の変更は、総会の承認を経なければならない。

### 付 則

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第11条の改正については、平成25年4月1日入学生から適用する。

この改正は、令和7年4月1日から施行する。